

1 2 月臨時教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和元年12月19日（金） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟3階 教育委員会室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	井関、福岡
	理事者	【教育委員会】 中西教育部長、立石教育部次長、東畑教育部参事、山田教職員課長、伊東学校教育課長、黒田教育政策課長補佐
開催形態	公開（傍聴人 2人）	
議題	1 議事 議案第67号 奈良市立学校特認校制度に関する要綱の制定について	
決定取り纏め事項	1 議事 議案第67号 奈良市立学校特認校制度に関する要綱の制定については、可決した。	
担当課	教育委員会 教育政策課	
議事の内容		
教 育 長	<p>それではお揃いでございますので、会議を始めたいと思います。</p> <p>本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立いたします。</p> <p>只今から、12月臨時教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は畑中委員、岡本委員でお願いいたします。</p>	
教 育 長	<p>案件に入ります前に、林政行様ほか1名の方から傍聴の申し出がございますので、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名に傍聴券を交付しましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>傍聴人の方を傍聴席へご案内してください。</p>	

学校教育課長

それでは本日の案件に入ります。

本日の案件は議事1件です。本日の案件は公開とさせていただきます。また、本日は臨時教育委員会であるため、本件に関します関係部課長のみでの審議とさせていただきます。

それでは、議案第67号「奈良市立学校特認校制度に関する要綱の制定について」学校教育課長より説明願います。

資料の1ページに例規制定改廃調書を添付しておりますので、ご覧ください。

児童生徒の就学につきましては、学校教育法施行令第5条により、市教育委員会は、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされております。本市におきましても、この指定の判断基準として、あらかじめ設定した区域を通学区域としているところですが、学校教育法施行規則第32条第1項では、市教育委員会は就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することが出来ることもされております。この保護者の意見を踏まえて就学校を指定する場合、いわゆる学校選択制と言われているものですが、自由選択性や特認校制度などがあります。本市においても、自然環境に恵まれ、その環境を生かした特色ある教育を推進している田原小中学校に行きたいという児童生徒に対し、一定の条件のもとに、通学区域外からの就学を認めるよう、特認校に関する要綱を制定しようとするものです。特認校制度は学校選択制の一つであり、従来の通学区域を残したままで、特定の学校について通学区域に関係無く、奈良市のどこからでも就学を認めるものです。

特認校のメリットといたしましては、児童生徒にとって人間関係が広がり、学校の活性化に繋がる事や、学習指導などできめ細かな指導を行う事が出来ること、更に、保護者や地域住民との協働により、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開出来る事などがあげられます。

特認校への就学の条件は、大きく4つございます。1つ目は、児童生徒及びその保護者が奈良市内に居住していること。2つ目は、特認校の教育理念等の内容を理解するとともに賛同していること。3つ目は、保護者の責任と負担において通学をさせること。4つ目は、原則、卒業まで通学することとしております。しかし、1つ目につきましては、児童生徒数や地理的な要因から、東部地域は対象外といたします。

次に、特認校への就学開始時期は、毎年4月1日とします。年度途中での転出・転入は、児童生徒や学校にとって影響が大きいと考え、4月1日の就学開始としました。また、特認校が受け入れる学年や児童生徒数は、特認校の校長と市教育委員会が、在校生の人数や施設状況を考慮し、一定の人数ではなく、その都度協議して定めることといたしました。この内容につきまして、奈良市立学校特認校制度に関する要綱を制定し、より豊かな自然環境の中で、きめ細かな教育を受けたいという児童

教 育 長	<p>生徒や保護者の要望に応えるとともに、学級や学校の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>この特認校制度は、以前にも少し議論をしていただいた経緯がございますが、この度、改めて要綱を制定し、新年度から実施することに関する教育委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、ご意見をどなたからでも結構でございますので、いただけますでしょうか。</p>
岡 本 委 員	特認校制を実施した場合、どういう問題点を予測されますか。
学校教育課長	<p>その特認校制度を利用して就学する児童生徒の課題としては、すぐに馴染めるのだろうか、また、部活動や放課後の学習の時間の取り方をどうするかということがあります。</p> <p>一方、受け入れる側の学校の体制としては、どのくらい的人数がくるのかという想定であったり、実際にこの活動の中に入ってくることによる影響、その影響に対して、どのようなフォローが必要になるか、受け入れる側の児童生徒がどのように感じるのかといったことが課題であると思います。</p> <p>また、学校では、校長先生を中心に運営していただくとしても、教育委員会としての支援のあり方についても、課題であると考えております。</p>
岡 本 委 員	事務局としては、そういう課題を想定した上で、対応出来るような体制をとっておられるということでしょうか。
学校教育課長	<p>はい。例えば、児童生徒に対しての支援としては、一つは、カウンセリングの体制を整えることでもあります。また、担当の指導主事が定期的に学校を訪問し、支援体制の成果を見ながら進めたいと考えております。課題が上がってくれば、早急に対応する。また、長期的に対応していかなければならないことなどについては、この実績を踏まえて検討し、今後の支援策に結び付けていかなければならないと考えております。</p>
柳 澤 委 員	<p>基本的な問題として、全ての小学校に対して、あなたの小学校は特認校としてやっていきたいと思っておりますかというニーズ調査はされたのですか。今回は、たまたま自然環境に優れた特質を持つ小中学校というように見えたのですが、例えば市内の小学校の中で、まちなかで伝統のある町文化などを、特色のあるといったときに、特認校を限定的に捉えるのか、全ての小学校が特認校になることもあるという前提であるのか、少し分かりづらいのですが。最終的にやると、校区は外してしまうようになってしまうので、それは少し極端であるとしても、例えば、この近くのA小学校が特認校として、山間の児童を受け入れたいとなったと</p>

き、今は叶わないわけです。あるいは、もう少しストレートに申し上げると、田原地区の小学生は特認生にはなり得ないという話になるわけです。そうすると、地域全体の小学校の特認校とはどんなものかということ、今はモデル的にやってみようという事なので、がちっと固める必要はないのですが、もう少し先の展望まで、どこが最終的ゴールなのか、ちょっと心づもりはしておいた方が良いでしょうと思います。この要綱の中で、「自然環境に恵まれ、・・・」、これは本来はいらぬところ。特色ある教育をやっている小学校において、したいのならば、小学校の自発性があってもいいのではないかと思いますので、今の課題ではないのですが、先に少し考えていただけたらいいと思います。

教 育 長

今、柳澤委員のおっしゃる趣旨からいうと、特色ある教育を奈良市が実施していくという点については良いのだけれども、そうなってくると、全ての子どもたちに特色あるフィールドがきちっと用意されているかどうかということです。そういうことを考えると、田原の子もよそへ行くことが可能な制度になっているのかということ、そうではない。今はすごく限られた限定的な制度だというように捉えて、モデル校としてならそれでいいけれども、将来的にはどう考えるんだということ、いわゆる根本論の所をご指摘いただいていると思います。

教育部参事

柳澤委員の方からご指摘いただきました点につきましては、この制度が広がっていきますと、校区選択制、例えば品川区などがやっているように、どこの小学校にいても良いというようなところが、究極の形であると思います。そのあたりの所も、これからしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

不登校に対する取り組みや、個別最適化、地域の特色を生かした教育であるとか、それぞれの学校が取り組んで特色を出そうとしているということについては、あの学校の教育を受けたいという保護者のニーズもあると思います。ですから、それにどう応えていくのか、特認校制度をどのように上手く組み合わせていくのかということについて、今後検討し、しっかりと議論をしまいたいと思います。

都 築 委 員

この要綱の第3条第4号、「特認校への就学を開始をした日から・・・」ですが、例えば1年生で入ったら、6年生の最後の卒業までちゃんと通いなさいというところがありますが、これは普通その指定された区域の学校に行く場合、転居する以外はその学校で卒業するわけですが、あえて書いてあるというのは、それにならった意識付けという事なのでしょう。

学校教育課長

基本的にはその考え方で定めております。ただし、色々な事象が発生してまいりますので、ただし書きで、「保護者の転勤その他やむを得ない

	事情があるときは、この限りではない。」といたしております。
都 築 委 員	分かりました。それと、第12条、「この要綱に定めるもののほか、特認校制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」とありますが、何か予想されるようなことはあるのでしょうか。
学校教育課長	実際に実施し、実績を見極めながら、課題に対して必要な条項が出てきた場合、柔軟に対応できるように入れさせていただいております。
柳 澤 委 員	就学を移る前の、現在在籍している学校からの公式書類は、出てこないという事で良いのでしょうか。現在在籍している小学校長からの所見や担任の先生等が指導してきた引継ぎなどは、むしろ無い方が良いというお考え方ですか。
学校教育課長	学習履歴、指導要録等につきましては、通常の転校時の引継ぎと同様、情報共有される形で考えております。特別な事情がある場合もあると思いますので、その点は、校長同士でしっかりと情報を共有してもらおうということになっていこうかと思えます。
教 育 長	ここにはそんな細かな事までは出てこないけれども、必要がある場合は、しっかりと情報を共有するように伝えてください。 それから、都築委員が先程おっしゃった3月31日まで、その年度の終わりまではちゃんと通学してくださいという意思の確認ですね。
学校教育課長	誓約書を出していただきますので、その中には原則として卒業まで就学を希望するという意向で特認校に就学しますと入っております。 それと、実際に入る場合は書類だけではなく、学校を見に行っていた上で校長の面接等がありますので、その際に意思の確認をするという事で考えております。
畑 中 委 員	学校選択制、特認校制度というのは、今後拡大していき、子どもたちにとって進路の選択が出来るというのは良い事だと思いますので、充実していけば良いと思います。今度、田原小中学校でスタートさせるに当たって、事前に保護者の方や地域の方にも説明されてきていると思いますが、保護者の方からはどのようなご意見が出ていたのか、少し聞かせていただきたいと思えます。
学校教育課長	この特認校の制度につきましては、東部地域全域に一度説明に上がらせていただき、田原小中学校につきましては、9月頃に育友会の方にお話を一度させていただいております。その時には、田原小中学校に行きたいという子が来てくれるのであれば、それは歓迎します。しかしながら、

教育部参事	<p>どのような子どもたちが来るのか、その子どもたちに対する教育委員会の支援はどうかという懸念も聞かせいただいております。今後、1月に田原小中学校の保護者の皆様に、教育委員会から制度についての説明をさせていただく予定で、今は育友会の方を中心に意見を聞いているという段階でございます。</p>
柳澤委員	<p>少し古い話になりますが、施設一体型の小中一貫校として、平成17年にスタートした折にも、この田原小中学校を特認校にしてもらえないかという地域保護者のお声もあったように聞いております。今回、地域を回らせていただいた中で「まだだったんですか」、「特認校になってなかったのでしょうか」というようなご意見もいただいております。総じて特認校にすることで多様な子どもが来るという事は、在籍している子どもたちにも刺激にもなるし、あるいは田原の教育というものを外に向けて発信するチャンスであるという前向きなご意見を、たくさんいただいたということでした。</p>
学校教育課長	<p>第5条の募集学年及び人数ですが、市内の近辺の小学校中学校の保護者から見ると、何名位募集するのかというのは、もう事前に分かるわけですか。そのシステムはどういう形を考えられているのですか。</p>
教 育 長	<p>現在想定しているのは、在籍している児童生徒の人数を目安にしたらと考えております。ですから、応募がどのくらいあるのかという所を見て、当該学校長と相談しながらと考えております。募集につきましては、若干名という形を出していこうと考えています。</p>
学校教育課長	<p>そこは明確に答えられるようにしておいた方が良いでしょう。ただし、学年によって大分ばらつきがありますね。一番多い学年は何年生ですか。</p>
教 育 長	<p>一番多い学年は、3年生で10人です。 1年生は5人、2年生は4人、3年生は10人、4年生は8人、5年生は9人、6年生は8人、7年生は3人、8年生は5人、9年生は6人、合計58名です。</p> <p>大分ばらつきがある中ですので、保護者の方への説明の際は、配慮していただくようお願いしておきます。 ほかにご意見等はございませんか。 それでは、議案第67号「奈良市立学校特認校制度に関する要綱の制定について」採決いたします。本案を原案通り可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

それでは異議なしと認めます。よって、議案第67号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

本日の案件これで終了いたしました。

他に何かご意見、連絡事項はありますか。

それでは、これもちまして本日の臨時教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。